

# 財務会計

【第15回】国際会計(Ⅱ)

経済学部 山根陽一

1

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

## アングロ・アメリカン型の特徴

- 該当国
  - アメリカ、イギリス、イギリスの旧植民地(オーストラリア、カナダ、香港、インド、アイルランド、ケニア、マレーシア、ニュージーランド、ナイジェリア、シンガポール、南アフリカ共和国)
- 他の型と相対的に保守的ではない、より透明性を重視
- 職業会計士団体を中心とするプライベートセクターによる法制度とは独立した会計基準の設定
- 慣習的で経験主義的な指向の積み重ね
- アメリカとイギリス
  - 細目主義(アメリカ)
    - 詳細なルール
    - 経験合理主義型会計 ※合理主義的政策観点
  - 原則主義(イギリス)
    - ジェントルマン・ルール(自己責任の徹底)
    - 実務帰納主義型会計 ※保守的慣習型

2

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

## アングロ・アメリカン型の特徴

- 財務会計の目的
  - 投資者を中心とする会計情報の利用者の意思決定に有用な情報を作成
- 企業金融の形態
  - 発達した証券市場から資金を調達する直接金融が主体
- 課税システム
  - 税務申告主義
  - 財務会計と税務会計が分離(財務会計が税法の影響を受けない)
- 法制度
  - 判例法

3

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

## アメリカ

- 設定機関
  - 1934年:証券取引法
    - SECに会計基準の作成と施行の権限
    - 1929年の大恐慌とその後の財政危機に対応したもの
  - 1936年:CAP(会計手続委員会)
    - AIA(アメリカ会計士協会)の内部組織として設置
  - 1959年:APB(会計原則審議会)
    - AICPA(アメリカ公認会計士協会)の内部組織として設置
  - 1973年:FASB(財務会計基準審議会)
    - 「会計の政治化」、基準設定手続きへの批判から、すべての関係者から独立した機関として設置
  - 開かれた基準設定アプローチ
    - 会議の公開、デュー・プロセス
    - SFASの開発(2004年までに150以上のステートメント)
      - イギリスと比べて詳細かつ大量
  - FAF、FASB、FASACの3組織で構成

4

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

# アメリカ

- 目的
  - ① 目的適合性や信頼性の基本的特徴および比較可能性や首尾一貫性の品質に焦点をあわせることによって、財務報告の有用性を改善すること
  - ② 商習慣の変化や経済的環境の変化を反映するために、基準をカレントなものとして維持すること
  - ③ 基準設定過程を通じて改善できると思われる財務報告に欠陥がある重大な領域について迅速に検討すること
  - ④ 財務報告の品質を改善するとともに、会計基準の国際的な収斂を促進すること
  - ⑤ 財務報告書に含まれる情報の特徴や目的についての共通の理解を改善すること
- デュー・プロセス
  - ① FASBは、ステークホルダーからプロジェクトや現行の会計基準の再検討に関する要望ならびに勧告を受け取る。
  - ② スタッフが受け取った情報を要約し、審議課題として取り上げるべきか否かを検討する過程の一環として、明らかにした事柄を会議で議論する。
  - ③ FASBは、当該プロジェクトを審議課題とするか否かについて単純多数決による投票を行う。
  - ④ FASBは、一連の会議でスタッフが識別し、分析した各種問題について審議を行う。
  - ⑤ FASBは公開草案を公表する。プロジェクトの内容によっては、公開草案を公表する前にスタッフが意見要請書または予備見解を作成して公表する。
  - ⑥ 必要に応じて、FASBは公開草案に関する公聴会を開催する。
  - ⑦ スタッフが文章や公聴会を通じて寄せられた意見およびその他情報を分析し、FASBは規定案を再審議する。
  - ⑧ FASBは、単純多数決による投票をもとにSFASや解釈指針を公表する。

5

# アメリカ

- 概念フレームワーク
  - 財務会計基準、財務報告基準を形成する場合に用いる基本目的および諸概念
    - ① 第1号「営利企業の財務報告の基本目的」(1978年11月)
    - ② 第2号「会計情報の質的特徴」(1980年5月)
    - ③ 第4号「非営利組織体の財務報告の基本目的」(1980年12月)
    - ④ 第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」(1984年12月)
    - ⑤ 第6号「財務諸表の構成要素」(1985年12月)
    - ⑥ 第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の活用」(2000年2月)
  - 2004年10月からIASBと共通の概念フレームワークを構築するための共同プロジェクトに着手
- その他の制度
  - 会社法
    - ・ 州法、会計規定はGAAPに準拠、配当規制中心
  - 税法
    - ・ 連邦税(内国歳入法)、州税(州法)、財務会計との直接的つながりはほとんどない

6

# アメリカ

- 国際的収斂
  - 2002年9月:「ノーウオーク合意」
    - ① 会計基準間の差異を削除する短期収斂プロジェクトに着手する
    - ② 2005年1月1日時点で残った両会計基準間の差異を個別のプロジェクトとして着手する
    - ③ 共同プロジェクトを継続して進める
    - ④ 各審議会の解釈指針設定組織(EITFとIFRIC)の活動を調整する
  - 6つのイニシアティブ
    - ① IASBとの共同プロジェクト
    - ② 短期収斂プロジェクト
    - ③ IASBリエゾン・メンバーのFASB本部への常勤
    - ④ FASBによるIASBプロジェクトの監視
    - ⑤ 収斂に関する調査研究プロジェクト
    - ⑥ FASBのすべての審議議題の決定に潜む収斂についての系統立てた考察

7

# カナダ

- 設定機関
  - 1999年: AcSB
    - ・ CICA内に設置
- 目的
  - ① 作成者と利用者のコストとベネフィットについて十分に考慮して、カナダ企業が報告する情報の品質を改善するような、またその環境のもとでの優先事項の変化を認識した会計基準を開発すること
  - ② カナダ企業がアメリカやグローバル市場に容易に参入しうるように、北米と国際的な一般に認められた会計基準の差異を撤廃もしくは最小化すること
  - ③ 一組の高品質な国際的に認められた会計基準の開発に他の会計基準設定主体とともに参画すること
  - ④ 会計基準の施行を積極的に促進し、また緊急問題に関する指針をタイムリーに提供することで、カナダの会計基準設定活動を支援すること
  - ⑤ 会計基準設定過程を継続的に改善すること
- デュー・プロセス
  - ① プロジェクト案の作成
  - ② 基本原案の作成
  - ③ 公開草案の公開と意見集約
  - ④ 会計基準の作成と公開

8



# カナダ

- 「調和化」と「収斂」
  - 調和化
    - ・ アメリカ基準に準拠することから生じる障害の撤廃
    - ・ アメリカ基準との調和化
  - 収斂
    - ・ 他の会計基準設定主体とともに新たな会計基準を開発する共同プロジェクトへの参画、グローバルな収斂においてリーダーシップの役割を果たすこと
  - 2004年：討議資料「カナダの会計基準：将来の方向性」
    - ① カナダ独自の会計基準設定能力の維持について
    - ② カナダの会計基準を維持するか、もしくはアメリカ会計基準とIFRSのいずれを採択するかについて
    - ③ アメリカ会計基準との調和化を図る一方で、会計基準の国際的な収斂を支援する現行の戦略の維持について
    - ④ 各種報告書を広く摘要することを通じて、さまざまなタイプの会計実態の財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する現行のGAAP要件を修正することについて

9

# カナダ

- 2005年：「カナダの会計基準：将来の方向性－戦略計画案」
  - ・ 公開企業が適用すべき会計基準のIFRS（＋アメリカ基準）との全面的収斂
  - ・ 独自の会計基準設定能力の維持
- 2006年「カナダの会計基準：新たな方向性」
  - ① AcSBは、報告実体を公開企業、非公開企業および非営利組織に区分し、各実体ごとの財務報告戦略を推進する
  - ② カナダGAAPとIFRSが経過期間中に収斂することで、グローバルに認められた高品質な会計基準をカナダの公開企業に対して採用する。
  - ③ AcSBは、非公開企業の財務諸表利用者のニーズについて緊急問題として包括的な検討を行い、このニーズを満たす最適な財務報告も出る決定し、実行する
  - ④ 非営利組織には、当該組織の環境にも適応する営利企業に対するGAAPを継続して適用する
  - ⑤ カナダは当該戦略を実施するために、カナダ独自の会計基準設定能力を維持し続ける
- 2007年：「カナダの会計基準－IFRSのカナダGAAPへの組み込みに関する実施計画」
  - ・ IFRSへの移行期日：2011年1月1日

10

# イギリス

- 設定機関
  - 1990年7月：FRC、ASB（1985年会社法のもと）
  - 機能
    - ① IASBの会計基準やEUが採択した会計基準を高品質なものへと促進するために、IASB、各国の会計基準設定主体およびヨーロッパ財務報告助言グループ（EFRAG）を含むEUの関連組織と協働すること
    - ② 財務会計や会社報告の諸問題を解決する際に行使しうる判断基準を導出したり、フレームワークをもたらしたりする原則を開発すること
    - ③ 商習慣の展開、新たな経済発展および現行実務上に生じた欠陥を補うために、新たな会計基準を公表したり、現行の会計基準を改正したりすること
    - ④ 緊急を要する諸問題に対して緊急問題専門委員会（UITF）を通じて迅速に対応すること
- 基本理念
  - 真実かつ公正な概観
    - ・ 一法規制や会計基準に優先される
- 概念フレームワーク
  - 1999年12月：SPFR
- その他の制度
  - 会社法
    - ・ 会社法およびその附則に詳細な会計規定
  - 税法
    - ・ 所得税・法人税法、財政法によって規制、税法と財務会計との関係は稀薄

11

# イギリス

- 収斂化戦略
  - 2002年：EUのIFRSへの準拠採択
  - 2004年：段階的なアプローチの提案
    - ① 2005年および2006年より適用となる新会計基準を公表する。この新会計基準は、現行のイギリスの財務報告基準を強化し、国際的にも高度な水準を維持し、しかも法制度の改正にも対応するものとする
    - ② その後、IASBのプロジェクトが完成する都度、現行のイギリス会計基準を廃止し、改定されたIFRSに基づいた新会計基準に切り替える
  - 2005年：基本政策公開草案
    - ・ 今後の役割
      - ① 最も重要な役割として、IFRSの開発とその定着に貢献すること
      - ② IFRSの承認を含めた、EUの会計基準政策に影響力を行使すること
      - ③ イギリス会計基準とIFRSとを収斂すること
      - ④ 企業や業種の特異問題および緊急問題等のその他のイギリス会計基準を改善すること
      - ⑤ 営業・財務概況報告の基準の開発や実施を含めた、企業と投資家との間のコミュニケーションを改善すること

12

## フランコ・ジャーマン型の特徴

- 該当国
  - ドイツ、フランス、日本、イタリア、ベルギー、スイス、オーストリア、スペイン、ポルトガル、イスラエル、ラテン諸国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー、ウルグアイ）
- 他の型と相対的に保守的、秘密主義的
- 法律重視であり、会計を秩序化しようとする傾向
- 演繹的アプローチによって会計制度を形成
- ドイツとフランス
  - ドイツ
    - ・ 債権者・投資家といった企業経済取引秩序維持のための会計規制
    - ・ 貸借対照表方式による分配利益の計算
  - フランス
    - ・ 生活・社会的秩序維持のための会計規制
    - ・ 損益計算書方式による期間利益の計算

13

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

## フランコ・ジャーマン型の特徴

- 財務会計の目的
  - 債権者保護
- 企業金融の形態
  - 銀行などの金融機関から借り入れる間接金融が主体
- 課税システム
  - 確定決算主義
  - 商法に基づいて算定される会社の会計利益が所得計算のベースになる傾向にある
- 法制度
  - 成文法

14

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

## ドイツ

- 1998年3月：DRSC設立
  - 1998年2月：資本調達促進法
  - 1998年3月：企業領域統制・透明化法
  - ※連結会計基準の国際化対応
- 目的
  - ① 会計および財務報告の品質を改善し、国内会計基準と国際的に認められた会計および財務報告基準との収斂を推進すること
  - ② 連結会計および財務報告にかかわる諸原則を適用するための基準を開発すること
  - ③ 各作業部会への積極的な参加をはじめとしたIASBやその他の国際的な基準設定主体と協力すること、および国際会計基準委員会財団（IASC財団）やその他の基準設定主体との関係ですべての会計および財務報告コミュニティの利害を代表すること
  - ④ 会計および財務報告基準の国際的な収斂の促進に関与する国際的な基準設定主体や組織の中でドイツ連邦共和国を代表すること
  - ⑤ 会計および財務報告基準の実施、特にEU加盟国が利用できる選択についてだけでなく、会計および財務報告のあらゆる問題の国内・EUレベルでの法律制定に対して助言すること
  - ⑥ 商法典第315a条第1項の趣旨の範囲内で、IFRSの解釈を展開すること
  - ⑦ 当該領域での調査研究と教育を促進すること

15

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

## ドイツ

- デュー・プロセス
  - ① 会計基準の公開草案の公表
  - ② 寄せられた意見の公表と重要な反対理由や改正案の分析と討議
  - ③ 改定公開草案の再公表
  - ④ 会計基準案に関する公聴会
  - ⑤ 会計基準の採択
  - ⑥ 採択された会計基準の公表
- 国際的収斂
  - 2004年12月4日：会計改革法
    - ・ 「国際会計基準の導入および決算監査の品質の確保のための法律」
    - ・ 連結決算書の作成におけるIFRSの適用
      - 経過措置：2007年から義務付け
  - 2005年：EUのIFRS導入
    - ・ IFRSの適用：連結決算書について
      - 個別決算書の作成 → EU加盟国の立法裁量

16

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30



# ドイツ

## ●その他の制度との関係

- 税法
  - ・ 基準性の原則: 商事貸借対照表は税務貸借対照表を基準にしなければならない

## ●その他の特徴

- 会計基準は存在しなかった
  - ・ すべて商法等の法律によって規定
- 「正規の簿記の諸原則」
  - ・ 不確定法概念
- 離脱規定なし
- 会計職業専門家(経済監査士): 比較的小さな役割

17

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

# フランス

## ●設定機関

- 国家会計審議会(CNC)
  - ・ プラン・コンタブル・ジェネラルの設定
    - 企業会計の一般的指針
- 1998年: 会計規制委員会(CRC)の設置
  - 国際会計基準の調和化の機運の高まりを背景に
- ・ 役割
  - 原則として会計法を形成する会計基本規定の階層と会計規定とを首尾一貫性を検証すること
- ・ 目的
  - CNCの決定や勧告を強制力のある規則に変換すること

18

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

# フランス

## ● CNCのミッション

- ① 会計要請の起源が国内またはヨーロッパ共同体にかかわらず、会計基準の設定要請に関する先決意見書を提案する。当該意見書は、省庁または公共団体、公共権力の指導のもとで設置される臨時委員会または恒常委員会において審議される。特に重要な委員会として、銀行・金融規制にかかわる恒常委員会と国内保険審議にかかわる臨時委員会がある。
- ② 国際的な組織が設定した会計基準を国内の会計基準として適用するに当たり、当該会計基準に関する意見をCRCに提案する。
- ③ 国内統計・予算および国家計算書類の作成という視点から、財務計算書類の利用手段を提案する。
- ④ 会計基準の理論と処理方法を審議し、両社の調整と統合を検証する。また、財務計算書類の適用と発展のために、会計教育、企画に関する資料を提供する。

## ● CNCの課題

- ① 持続的発展を持つ制度的フレームワークの構築
  - ② 現実の問題への迅速な対応
  - ③ 国際化指向を強める一組の財務諸表の公表の可能性
  - ④ 連結会計の充実
- → CRC設立、緊急問題委員会の創設、離脱規定の適用、選択の許容の廃止

19

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

# フランス

## ● デュー・プロセス

- ① テーマの選定と作業グループ議長の任命
- ② 作業グループの設置
- ③ 部会による意見書案と規則案の採択
- ④ 総会による意見書の採択と規則案の検討
- ⑤ 意見書の公表

## ● 収斂

- 1998年4月
  - ・ 国際的な資本市場で資金調達を行う企業に対する措置
  - ・ CRCの定める条件を満たす国際基準の準拠の容認
    - 条件①: 当該国際基準がヨーロッパ共同体ならびにCRCの規定によって採択されていること
    - 条件②: フランス語に翻訳されていること
- 1999年
  - ・ プラン・コンタブル・ジェネラル
    - 個別会計基準と連結会計基準とに分離

## ● その他の制度

- 税法
  - ・ 会計規制に優先する傾向
- 職業専門家(公認会計士、会計監査人)
  - ・ 小規模

20

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

# アジア諸国の特徴

- アジア諸国
  - アングロ・アメリカ諸国、北欧諸国、ゲルマン諸国、ラテン諸国と異なる文化
- 会計制度
  - 植民地支配の歴史との関連性
    - ・ オランダ: インドネシア
    - ・ イギリス: インド、パキスタン、香港、シンガポール、マレーシア
    - ・ スペイン・アメリカ: フィリピン
  - 中国
    - ・ 西洋の理念と旧ソビエト連邦の社会主義理念の影響
  - 日本
    - ・ ドイツとアメリカの影響
- 特徴
  - 保守的かつ秘密主義的

21

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

# 日本

- 戦前と戦後
  - 戦前: ドイツの19世紀の商法典をモデル
  - 戦後: アメリカの1934年証券取引法をモデル
- 日本の会計制度の特徴
  - 個別決算重視
  - 保守的な会計
  - 確定決算主義
- トライアングル体制
  - 金融商品取引法会計(証券取引法会計)
  - 会社法会計(商法会計)
  - 税法会計
- 日本の企業制度の特徴
  - 間接金融中心
  - 系列: 株式の相互持合い

22

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

# 日本

- 設定機関
  - 1948年: 企業会計審議会(当時: 経済安定本部)
  - 2001年: FASF(ASBJ: 企業会計基準委員会)設立
    - ・ 1999年のレジェンド問題を機にプライベートセクターの設立の機運
    - ・ 目的
      - 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究と開発・開示制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究
    - ・ 組織: テキスト P138 図表8-1
  - デュー・プロセス
- ① 論点整理
  - ・ 専門委員会が論点整理(案)を起草したときは、これを委員会において審議し、委員現在数の3/5以上の多数をもって議決する。議決された論点整理は速やかに公表し、一般からの意見を聴取する。
- ② 公開草案
  - ・ 専門委員会が公開草案(案)を起草したときは、委員会において①と同様の手続を経て公開草案を公表し、一般からの意見を聴取する。
- ③ 会計基準等
  - ・ 専門委員会が会計基準等(案)を起草したときは、委員会において①、②と同様の手続を経て、会計基準等を公表する。

23

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30

# 中国

- 設定機関
  - 国务院财政部
    - ・ CASC(中国会計基準委員会)
    - 1998年10月に設立
  - 機能
    - ① 会計基準の全般的な計画、構造および開発に関する審議と助言
    - ② 会計基準設定過程での主たる会計処理方法の選択に関する審議と助言
    - ③ 財務会計の概念フレームワークやその他関連する基本理論に関する審議と助言
    - ④ 会計基準の実施に関する審議とフィードバック
  - デュー・プロセス
    - ① 新プロジェクトの着手段階
    - ② 公開草案の起草段階
    - ③ 意見聴取段階
    - ④ 会計基準の公表段階

24

Copyright (C) YAMANE Yoichi All right reserved

2014/01/30



# 中国

- 変遷
  - 1949年建国以来の中国会計基準
    - ・ 計画経済型から市場経済型へ
    - ・ 国有企業を主な会計被写体とする従来の形から多様な所有区分の企業に対応できる形へ
    - ・ 市場経済に対応できる会計基準体系が徐々に設定
    - ・ \* 政治制度をはじめ、企業所有・活動、ファイナンス市場の変化によるもの
  - 第1期: 1978年から1992年の間
    - ・ 中国会計の概念的フレームワーク及び株式会社に対する実験的な会計基準が公布された1992年を節目
    - ・ 「市場経済化」を採り入れ、国有企業を再構築・民営化するため、国営企業に対する企業会計基準の修正が必要となり、また、外資系企業・私営企業の増加に備えた、外資企業・私営企業・国有企業を含む多様な企業形態に対する会計基準の整備が急務
  - 第2期: 株式会社会計基準が公布された1998年まで
    - ・ 急激な経済成長を背景として、国有企業改革が進化し、証券市場が成長したため、様々な所有区分にある企業が増加した期間
    - ・ すべての企業に対応できる概念的フレームワーク作りが不可欠となり、市場経済にさらに対応することができた会計基準の修正・作成も急務
  - 第3期: 1998年から現在まで
    - ・ 国有企業の更なる改革及び株式会社の普及により、株式会社に対する会計基準作成が必要となり、またWTO加盟に向けた国際化の流れにおいて、債権者・株主に対する国際的に対応できる会計基準の下でのディスクロージャーが求められるようになったため、株式会社に対応する会計基準作りの必要性が増大

25

# 中国

- 企業会計体系
  - 母法: 「中華人民共和国会計法」
  - 基本的な会計規制: 「企業会計準則」、「企業財務通則」
  - 会計処理や表示方法、および財務管理方法についての基本原則を定めている
  - どの(形態の)企業も遵守しなければならない
  - 基本的な会計規制の下に(3種類): 「業種別会計制度」、「株式会社会計制度」、「外国投資企業会計制度」
  - 企業の形態別に適用
  - ピラミッド型構造
- 収斂
  - 2005年11月: CASC
    - ・ IASBとIFRSとの差異を削除する合意
  - 2006年2月
    - ・ IFRSをベースにした企業会計基準の設定
      - 2007年1月1日から上場企業に適用
      - 2008年からすべての国有企業に適用
      - 2009年からすべての大中企業に適用

26

# 韓国

- 1958年6月: 「企業会計原則」
- 1958年7月: 「財務諸表規則」
- 1974年: 「上場法人等の会計処理に関する規定」
- 1975年: 「上場法人等の財務諸表に関する規則」
- 1980年12月31日: 「株式会社の外部監査に関する法律(外監法)」
  - 会計基準設定権限のあり方
    - ・ 証券管理委員会が財務部長官の承認を得て会計処理基準を定める
- 1981年12月23日: 「企業会計基準」設定
- 1997年: アジア金融危機
  - 韓国の金融危機の原因
    - ① 経済と金融システムの構造的な脆弱性
    - ② 通貨政策と金融システムの不安定性
- 1997年12月31日: 「金融監督機関の設置等に関する法律」
  - 金融監督委員会、金融監督院の設置
- 1998年1月8日: 外監法改正
  - 会計基準設定権限、承認権限を金融監督委員会に付与
  - → 「企業会計基準」の全面改正
- 1999年9月1日: 韓国会計研究院(KAI)の設立
  - パブリックセクターからプライベートセクターへ
  - KASB「韓国会計基準委員会」が会計基準の設定、改正
- 2006年3月31日: 韓国会計基準院へ改称

27

# 韓国

- 収斂(IFRSの導入)
  - 大企業の不正会計事件、金融危機を背景に
  - 2003年12月: 会計改革法
    - ・ 米SOX法を手本として制定
    - ・ 内部統制の向上
  - 2004年4月: 「会計の透明性定着ロードマップ」
  - 2007年3月: 「国際会計基準導入のロードマップ」公表
    - ・ IFRSの導入宣言
    - ① IFRSの早期適用企業
    - ② 上場企業
    - ③ 非上場企業
  - 2007年11月23日: 「韓国採択国際会計基準」
    - ・ IFRSの導入

28

## 韓国

- デュープロセス
  - ① 金融監督委員会と財政経済部は、会計関連の法令を協議して制定する。
  - ② 金融監督委員会は、外監法・外監法施行令により、会計処理基準の設定権限をKAIに委託する。
  - ③ KAIは、会計処理基準の制定・改正過程において金融監督委員会と事前に協議する。
  - ④ KAIは、KASBの審議を経て、会計基準を制定した後、金融監督委員行政室と金融監督院に報告し、公布・施行する。
  - ⑤ 金融監督院(会計制度室)は、KAIが制定・改正した会計処理基準の内容の適正性について検討し、会計制度審議委員会の審議を経て、金融監督委員会・証券先物委員会に単純報告案または修正要求案として議案を上程する。
  - ⑥ 金融監督委員会は、⑤の単純報告案または修正要求案を審議し、修正要求如何を決定してKAIに修正を行うことを要求できる。
  - ⑦ 証券先物委員会(金融監督院)は、会計処理基準の遵守如何について調査・監理および措置を行う。
  - ⑧ 利害関係者は、会計関連事項について金融監督院とKAIに質疑等を請願することができる。両機関はこれに回答することによって会計基準関連業務を運営する。

29

## オーストラリア

- 設定機関
  - FRC(財務報告評議会):機能
    - ① オーストラリアにおける会計基準設定過程を広範に監視すること
    - ② オーストラリアにおける監査基準設定過程を広範に監視すること
    - ③ オーストラリアにおける監査人独立要件の有効性を監視すること
    - ④ 上記3項に関する報告書を大臣に提出し、当該事柄について助言すること
    - ⑤ 別途定める特定の会計基準の機能、特定の監査基準の機能および特定の監査人独立性の機能に既定する機能
    - ⑥ 適切な諮問機関メカニズムを構築すること
    - ⑦ ASIC Act2001の「第12部 オーストラリア財務報告システム」の部の主たる目的を促進すること
    - ⑧ 大臣がFRC委員長に宛てた通達を通じてFRCと協議するその他の機能

30

## オーストラリア

- AASB
  - ① 提案された会計基準や国際的な基準を評価するための、会計基準のような強制力を持たない概念フレームワークを開発すること
  - ② ASIC Actや会社法の立法措置のため会社法第334条のもとでの会計基準を設定すること
  - ③ 他の目的にかなった会計基準を整備すること
  - ④ 世界的規模で利用する一組の会計基準の開発に参画し貢献すること
  - ⑤ ASIC Act2001の「第12部 オーストラリア財務報告システム」の部の主たる目的を促進すること
- デュー・プロセス
  - ① 諮問グループによる助言
  - ② 課題の選定
  - ③ プロジェクト助言委員会の形成
  - ④ 会計討議資料または会計理論モノグラフの作成
  - ⑤ 主要意思決定質問調査票による諸問題の識別
  - ⑥ 公開草案の公表と意見集約
  - ⑦ 会計概念ステートメントおよび会計基準の確定

31

## オーストラリア

- 概念フレームワーク
  - ① SAC第1号「報告実態の定義」
  - ② SAC第2号「一般目的財務報告の目的」
  - ③ SAC第3号「財務諸表の質的特徴」
  - ④ SAC第4号「財務諸表の諸要素の定義と認識」
- 収斂
  - 2004年7月15日
    - ・ IFRSとの同等性を有する一連のオーストラリアの会計基準制定
    - ・ 2005年1月1日から適用

32



# ニュージーランド

- 設定機関
  - ASRB: 機能
    - ① 財務報告基準や承認されるべき財務報告基準のレビューを行い、承認すること
    - ② ニュージーランドの会計プロフェッションによる権威ある指示を有する会計方針についての指令を提示すること
    - ③ 各種報告実体に対する財務報告基準を含む、財務報告基準の開発に関する勧告を促進し、行うこと
    - ④ ニュージーランドとオーストラリアの財務報告基準を調和化する目的でAASBとの連絡を取り合うこと
- デュー・プロセス
  - ① 討議資料とともに、意見聴取のための公開草案の公表
  - ② 公開草案について寄せられた意見を集約した基準の作成
  - ③ 重要な諸問題の要約、影響分析および類似の国際的な基準との比較とともに、承認を得るために審議会への基準案を提出する
- 収斂
  - 2004年11月24日
    - ・ IFRSとの同等性を有するニュージーランドの会計基準を設定
    - ・ 2007年1月1日より適用

33

# 参考文献

- Lee H. Radebaugh, Sidney J. Gray, Ervin L. Black, "International Accounting and Multinational Enterprises", John Wiley & Sons, Inc., 2006 (小津稚加子監訳『多国籍企業の会計ーグローバル財務報告と基準統合』中央経済社、2007年)
- 杉本徳栄『国際会計(改訂版)』同文館、2008年
- 平松一夫編著『国際財務会計報告論ー会計基準の収斂と新たな展開ー』中央経済社、2007年
- 松井泰則『国際会計の潮流ー類型学説を中心とした各国会計関係論ー』白桃書房、2008年

34